

平成27年12月策定
平成29年12月改定
令和2年2月改定

(素案)

長崎県国土強靱化地域計画

令和3年3月改定



目 次

1. 長崎県国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨	2
2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害	3
(長崎県の特徴)	4
(長崎県において想定される大規模自然災害)	5
3. 長崎県国土強靱化地域計画の基本的考え方	
(取組の基本的な姿勢)	11
(主な取組)	12
(想定するリスク)	13
(目標)	13
(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態))	14
(施策分野)	15
4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	16
5. 施策分野ごとの推進方針	18
6. 施策の重点化	37
7. 計画の推進体制	38
(別紙)	
○「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」ごとの「脆弱性の分析・ 評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」	
○個別事業一覧	

1. 長崎県国土強靱化地域計画策定の目的、趣旨

今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成 25 年 12 月 11 日、国土強靱化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第 4 条において地方公共団体の責務、第 13 条において地域計画の策定について規定されている。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該

都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

もとより、都道府県は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るため様々な防災対策を行なっているところであるが、国土強靱化基本法の理念、責務に基づいて、自然災害のリスクを踏まえ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような強靱な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

長崎県が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、長崎県国土強靱化地域計画を策定する。

なお、本計画における「強靱な県土づくり」は、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」※1で目指す方向性とも一致するものであり、その実現に向けて、本計画を計画的に推進していく。



※1 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指している。

本計画では、このSDGsの理念を踏まえながら関係する以下の取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していく。

(関係する取組)

	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

2. 長崎県の特徴、想定される大規模自然災害

長崎県国土強靱化地域計画を策定するに当たっては、長崎県が有する地勢、気象条件、想定される自然災害（これまで長崎県に被害をもたらした自然災害）等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討等をおこない、長崎県の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。以下に長崎県が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

(長崎県の特徴)

～災害に関する特徴～

①豪雨、台風、土砂災害の危険性

気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の被害を受けてきた。また、地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しており、急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域指定が31,362箇所と全国3位となっているなど、土石流や地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が非常に高い。また、豪雨やあびき（湾や港内の海面が数分から数十分の周期で昇降を繰り返す現象。潮位の副振動）による低地での浸水も想定される。昭和32年の諫早豪雨、昭和57年の長崎豪雨、平成3年の台風19号、令和2年7月豪雨などで多大な被害が発生した。

②火山災害の危険性

平成2年から平成7年にかけての雲仙普賢岳噴火による災害では、火砕流や土石流被害が頻発し、災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼし、死者、行方不明者44人、住家被害1,399棟、非住家被害1,112棟という甚大な被害が生じた。火山災害は長期にわたる多方面への被害が懸念され、噴火への警戒、気象台等関係機関との緊密な連携による情報収集や伝達体制の維持及び溶岩ドーム崩壊への適切な対策を講じていく必要がある。

③南海トラフ巨大地震への対応

本県は、九州の西に位置し、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震の想定津波高、最大震度は太平洋側の各県に比べると低く（内閣府公表の被害想定）、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」や「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定もない。このため、九州内で大きな被害が想定される宮崎県、大分県、鹿児島県をはじめ、南海トラフ巨大地震により被害が想定される地域をバックアップしていく必要がある。

(地勢に関する特徴)

④斜面に市街地が密集

地形の特性から、長崎市や佐世保市等、斜面に市街地が密集している地域が存在する。このような斜面地は、地震時等に大規模火災のリスクが高いことや、道路が狭く緊急自動車等の進出が困難となるケースが考えられ、計画的な改善整備に取り組む必要がある。

⑤多くの離島・半島地域

県土の約 38%、県人口の約 10%が離島地域（法指定有人島）、県土の約 35%、県人口の約 21%が半島地域（半島振興対策実施地域）となっており、交通ネットワークの整備や海上輸送、空中輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

～社会環境に関する特徴～

⑥人口減少・高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本県の人口は平成 27(2015)年の 137 万人から 2045 年には 98 万人に減少し、高齢人口比率は 29%から 40%に上昇するおそれがある。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

（長崎県において想定される大規模自然災害）

■大雨、豪雨

長崎県においては、前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多い。

〔過去の被災事例〕

○昭和 32 年 7 月の諫早豪雨

昭和 32 年 7 月 24 日夜から 25 日朝にかけて、華中から東進してきた低気圧が黄海に進むころから、梅雨前線は次第に活動が活発となり、25 日 9 時には黄海南部の低気圧からチェジュ島の南、長崎県中部を経て四国沖に達しており、チェジュ島付近から九州西部にかけて各所で雷を伴った強い雨が降っていた。

その後梅雨前線は 26 日まで引き続き長崎県中部で南北に振動を続け、この間、雷を伴った記録的な大雨が降った。この大雨はきわめて局地性が強く、大村・諫早・島原・熊本を結ぶ幅約 20 km、長さ約 100 kmの細長い帯状の地域に集中し、本県で死者 705 人、行方不明者 77 人の被害が発生した。

○昭和 57 年 7 月の長崎豪雨

昭和 57 年 7 月 23 日に九州北部で活発になった梅雨前線により長崎市で記録的な大雨となり、山崩れ、土石流、河川の氾濫などの大きな災害をもたらした。

長与町役場で観測した 1 時間雨量 187 ミリは日本歴代 1 位の記録的な大雨であり、本県で死者 294 人、行方不明者 5 人の被害が発生した。



○令和2年7月豪雨

令和2年7月3日から、日本付近に停滞していた前線の影響で、温かく非常に湿った空気が継続して流れ込み、7月上旬から下旬にかけて、九州北部付近を中心に広い範囲で大雨となった。

県内各地で時間雨量の地点観測史上1位を更新する豪雨に見舞われ、7月6日、長崎市ほか県内6市町に大雨特別警報が発表された。

当該豪雨により、住宅浸水、がけ崩れ、道路の浸水損壊、配電の寸断などの被害のほか、7月11日に対馬市において増水した川により1人が死亡し、また、7月25日には、諫早市轟峡においてがけ崩れにより2人が死亡する人的被害が発生した。県内における自然災害による死者は、平成21年7月以来であった。

■台風による強風、大雨、高潮、高波

長崎県は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲がとりまいており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等が発生させる。また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水害が発生することがある。



[過去の被災事例]

○昭和 62 年 8 月 31 日の台風第 12 号

台風第 12 号は 8 月 31 日 00 時に福江市の西約 90 km の海上を通過して、31 日 04 時頃対馬のごく近くの西海上を北東進した。福江の最大風速は 31.3 メートル、最大瞬間風速は 55.6 メートルの観測史上最大の風速を観測した。また、巖原では最大風速は 21.8 メートル、最大瞬間風速は 52.1 メートルを観測した。本県で死者 2 人、建物全壊 17 棟、半壊 37 棟の被害が発生した。

○平成 3 年 9 月 27 日の台風第 19 号

台風 19 号は大型で非常に強い勢力（中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 50 メートル、風速 25 メートル以上の暴風域の半径 300 km）を保ったまま 27 日 16 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。この台風による最大風速は長崎で 25.6 メートル、佐世保で 17.6 メートル、最大瞬間風速は長崎で 54.3 メートル、佐世保で 42.1 メートルと記録的な暴風となり、本県で死者 5 人、負傷者 257 人、建物全壊 158 棟、半壊 2,453 棟の被害が発生した。

○令和 2 年 9 月 7 日の台風第 10 号

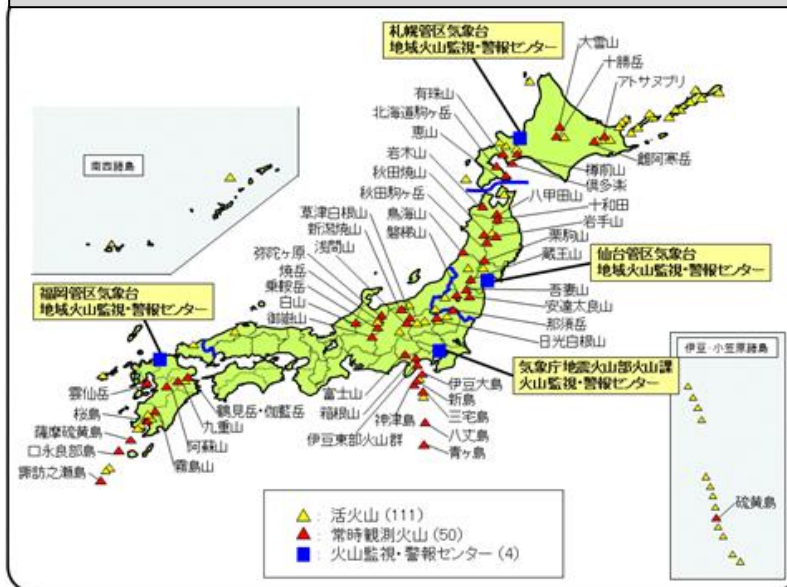
9 月 1 日に小笠原近海で発生した台風第 10 号は、特別警報級の勢力で北上し、7 月 7 日 3 時に新上五島町を中心気圧 945hPa、中心付近の最大風速 45 メートルの大型で非常に強い勢力で通過し北上した。長崎県では、6 日夜のはじめから 7 日昼前にかけて風速 25 メートルの暴風域に入った。

6 日から 7 日までの総降水量は福江で 178.5 ミリ、上大津で 165.5 ミリ、雲仙岳で 123.5 ミリ、有川で 107.5 ミリを観測した。最大瞬間風速は、野母崎で 59.4 メートル、鰐浦で 48.9 メートルのほか 6 地点で観測史上 1 位の値を更新する暴風となり、重傷者 2 名を含む 14 人の人的被害、住家被害 9 件、がけ崩れ 3 箇所等多数の被害が発生した。

■火山災害

長崎県には活動火山である雲仙岳が存在し、火山活動に伴う各種災害（地震、噴火、降灰、火砕流、火災、土石流、泥流、溶岩流、火山活動の活発化に伴う山地の崩壊等）による災害が想定される。（※火山噴火予知連絡会によって、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として選定）

24 時間体制で監視している火山(常時観測火山) 出典: 気象庁HP



[過去の被災事例]

平成 2 年 11 月に始まった雲仙普賢岳の噴火は平成 7 年 2 月までの 4 年 3 ヶ月にわたり継続し、火砕流や土石流が頻発した。死者、行方不明者 44 人、住家被害 1,399 棟、非住家被害 1,112 棟という甚大な被害が生じ、特に平成 3 年 6 月 3 日の大規模火砕流では死者、行方不明者 43 人、負傷者 9 人、建物損壊 179 棟の被害が発生した。

災害対策基本法に基づく警戒区域が市街地で設定されたことで住民生活や経済活動に長期間深刻な影響を及ぼした。溶岩ドーム崩壊の恐れがあることから現在も警戒区域が設定され、一般の立入が制限されている。



■地震、津波

平成 17 年度の地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害を想定しており、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波等による物的、人的被害が想定される。

[過去の被災事例]

○寛政4年（1792）4月1日の島原大變

M6.4の地震により島原で眉山大崩壊、対岸にも押し寄せた津波で死者1.5万人の被害が発生した。

○大正11年（1922）12月8日の千々石湾における地震（島原地震）

M6.9の地震（1時49分）により北有馬を中心に、死者23人、家屋倒壊、煙突倒壊、水道管破裂の被害、M6.5の地震（11時2分）により小浜を中心に死者3人、家屋倒壊の被害が発生した。

○昭和59年8月6日の島原半島における地震

M5.7、5.0の地震により小浜、千々石を中心に家屋一部損壊、石垣墓石倒壊の被害が発生した。

○平成17年3月20日の福岡県西方沖地震

壱岐市で震度5強を観測し、負傷者2人、住宅全壊1棟、住家一部破損16棟の被害が発生した。



○平成28年4月16日の熊本地震

南島原市で震度5強を観測し、住宅一部破損1棟、がけ崩れ1箇所、ブロック塀損壊1箇所、水道断水35戸の被害が発生した。

■ 渇水

長崎県の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いという地勢に加え、年間降水量の多くが梅雨時期と台風期に集中する気象条件等から、水資源に恵まれない特性を有し、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

○平成6年の渇水

平成6年は、1月～5月までは平年よりやや少ない程度の降水量であったが、梅雨入り後は、梅雨前線の活動が不活発で、晴れる日が多く降水量も少なかった。梅雨明け以降も、高温・少雨・多照の傾向は7月、8月と続き、日最高気温、月平均気温の最高値、月降水量の最小値等が各地で更新され、9月以降も続いた少雨傾向は平成7年2月まで継続した。平成6年渇水の降雨の特徴は、空梅雨とともに7月、8月の降水量が県本土の観測所で、平年比の10%前後と極端に少ない状態で、9月以降も50%以下の降水量しかなく、梅雨期から台風期にかけて降水量が多い時期に異常な少雨傾向が継続したことである。

県内79市町村のうち25市町村において給水制限が実施され、佐世保市においては1日平均20.5時間の断水となるなど、県民生活、経済活動に多大な被害が生じた。



○平成19年の渇水

平成19年1月は、巖原を除く県下各地で平年比の30%～40%程度の降水量であった。2月～5月はおおむね平年並みの降水量であったが6月は各地で平年比の30%程度以下と極めて低い降水量となった。7月は平年よりやや多い降水が各地で観測された。8月～11月は再び少雨傾向となり、県内各地で平年比の50%以下の降水量で、年間としては平年の約7割程度の降水量となった。

水道用ダムの貯水率は、平成20年2月25日に53.3%（県全体）を観測し、貯水率の低下に伴い、佐世保市や平戸市等で減圧給水制限や河川からの緊急取水を実施した。

3. 長崎県国土強靱化地域計画の基本的考え方

(取組の基本的な姿勢)

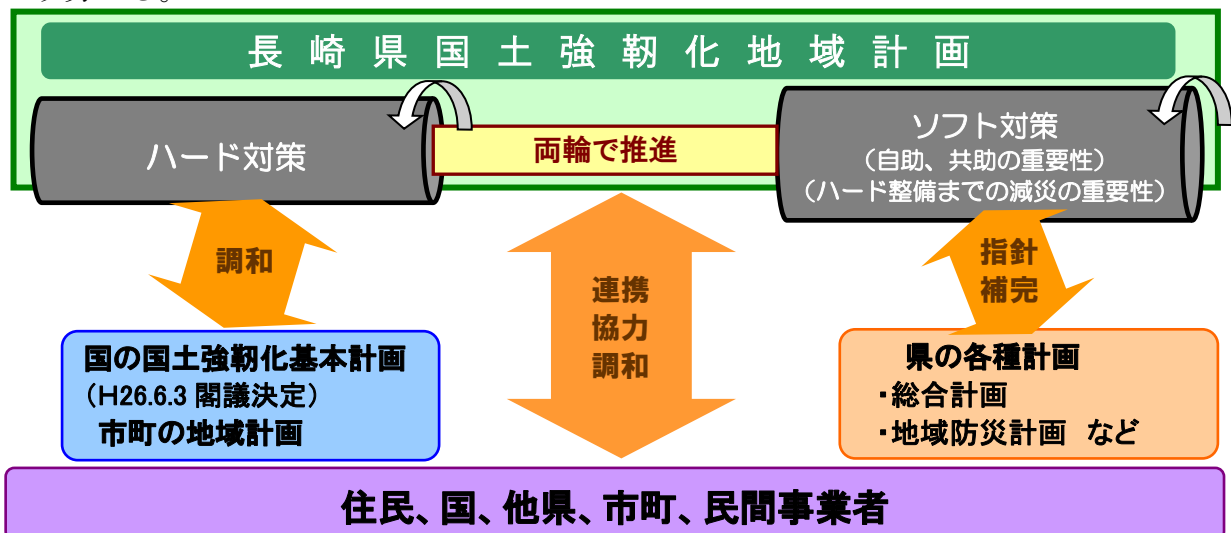
長崎県の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

長崎県の強靱化をおこなうにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や大規模災害時に相互応援を実施する他県、より住民に密着した分野で行政や社会経済活動を担っている市町や民間事業者と一体となって推進していくことが重要であることから、国、他県、市町、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

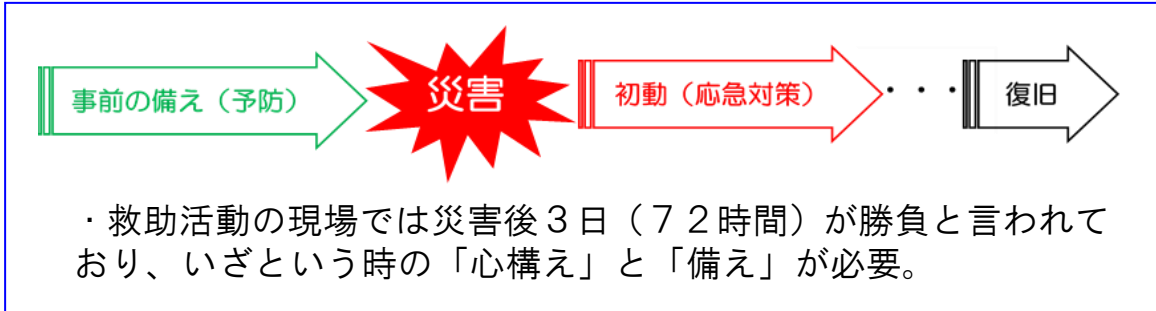
なお、長崎県地域防災計画や長崎県総合計画等既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努める。



(主な取組)

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 横断プロジェクト
【災害から命を守るプロジェクト】

～「自助」「共助」「公助」による災害に強いまちづくり～



方向性

主な取り組み

『命を守る』
国土強靱化
と情報伝達

- ・ハザードマップの作成、災害情報の伝達、リアルタイムの雨量・河川水位の情報提供など、警戒避難体制構築を推進
- ・避難所情報の迅速な提供
- ・避難所における良好な生活環境の確保
- ・県立病院、企業団病院、社会福祉施設の耐震化や非常用自家発電設備の整備等の推進
- ・災害に強い社会基盤や自然災害に備えた施設の充実
- ・学校施設や保育施設等の耐震化、維持管理及び老朽化対策

『自ら守る』
地域・県民の
防災力

- ・危険地区等の情報発信
- ・適切な避難行動の周知
- ・自主防災組織の結成促進と活動の充実
- ・集落・地域コミュニティによる防災意識向上への取組促進
- ・関係機関・団体等との防災訓練の充実強化
- ・消防団員の確保と消防団活動の充実強化
- ・防災教育の推進

『命を救う』
発災時の
対応力

- ・消防、警察、自衛隊等、災害対策本部の体制、装備、訓練の強化
- ・被災者の避難誘導及び救出救助
- ・要配慮者の避難対策
- ・災害時における保健医療福祉活動体制の強化
- ・備蓄物資の円滑な支援
- ・学校の危機管理体制の強化
- ・行方不明者の捜索
- ・災害に便乗した各種犯罪への対策

主なハード対策

- インフラの維持管理・更新
- 災害対応力を強化するための道路整備
- 住宅、学校、病院等の耐震化の推進
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化
- 各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備推進
- 道路、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等の推進
- 砂防事業、森林整備事業等の推進

主なソフト対策

- 防災情報の収集や発信の強化
- 災害教訓の家庭や地域での伝承
- 各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育・自主防災組織結成の促進
- 消防団の体制・装備・訓練の充実強化
- 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成
- 要配慮者の避難支援対策の促進
- 防災行政無線のデジタル化の推進
- ヘリコプターによる空中輸送体制の確立

ハード整備には一定の期間が必要

ソフト対策と両輪で推進し、切れ目のない強靱化

(想定するリスク)

長崎県に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本県において被害が発生した災害や、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは、長崎県において想定される大規模自然災害全般とする。

(目標)

長崎県の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討をおこなうことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び多くの離島・半島を有する本県の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、5つの基本目標、9の事前に備えるべき目標を設定する。

[基本目標]

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- ⑤南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保

[事前に備えるべき目標]

- ①直接死を最大限防ぐ

- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する
- ⑨離島・半島の孤立地域の発生を回避する

(リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）)

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討をおこなうにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本県の実情に応じた火山災害（雲仙岳）、溶岩ドーム崩壊や離島・半島における孤立地域の発生という事態を加えた43のリスクシナリオを設定する。

脆弱性の分析・評価、対応方策、重要業績指標の設定については、別紙のとおり。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① 人命保護が最大限に図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	5 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興 ⑤ 南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-3	コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6	食料等の安定供給の停滞
			5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
			7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-5			広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
8-6			住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態（※県独自項目）	
8-7			風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	
9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生（※県独自項目）	

（施策分野）

長崎県国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の6つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

〔横断的分野〕

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 離島・半島対策
- ④ 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能
- ⑤ 人材育成
- ⑥ 官民連携

[個別施策分野]

- ⑦行政機能/警察、消防/防災教育等
- ⑧住宅・都市、環境
- ⑨保健医療・福祉
- ⑩産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）
- ⑪農林水産
- ⑫国土保全・交通、物流

4. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な長崎県をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを長崎県の特徴に沿って以下に示す。

①災害

昭和 57 年の長崎豪雨、平成 3 年の台風 19 号等、豪雨や台風によって土砂災害や強風による被害を受けてきた本県においては、河道掘削、築堤、洪水調節施設や土砂災害に対する施設の整備、土砂災害警戒区域の指定、市町による洪水ハザードマップの作成などの取組を推進してきた。

気候変動による局地的豪雨の増加の懸念も高まる中で、施設整備についてはコスト削減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的におこなっていく必要がある。その他、市町が取り組んでいる洪水ハザードマップについて全エリアをカバーできていないこと、土砂災害警戒区域の指定が途上であるといった課題がある。

また、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難指示等の判断材料となるなど重要な要素であることから、本県でも総合防災ポータルサイトや河川砂防情報システムを構築しているが、このようなシステムについて、情報収集・提供の主体である県、市町の人材育成を含め、一層の充実強化を図っていく必要がある。

火山災害については、平成 2 年～7 年の噴火で甚大な被害をもたらした雲仙岳を有することから、気象台等関係機関等との連携による情報収集や伝達体制の維持を図るとともに、ハード対策では国土交通省雲仙復興事務所により砂防施設の整備が進められてきたが、令和 2 年度に完成し、今後は、国土交通省の新たな体制に砂防施設の管理、溶岩ドームの監視が引き継がれる。

溶岩ドームの崩壊の恐れから現在も警戒区域が設定されている状況の中で、具体的に実践的な避難計画の策定やそれに基づいた避難訓練等の実施が課題である。

地震・津波については、これまで平成 17 年の福岡県西方沖地震や大正 11 年の島原地震で人的、物的被害が発生したほか、地震等防災アセスメント調査において、建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化や海岸堤防の整備、警察、消防、DMAT 等の救助、救急活動体制の強化を図ってきた。

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に関しては、本県は想定津波高や最大震度が太平洋側各県に比して低いことから他県をバックアップする役割も期待されるが、まずは自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要である。課題として、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置、安全性が確認できていないこと、無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾等の耐震化に引き続き取り組む必要があること、救助、救急体制について必要な装備資機材の整備や通信基盤、施設の堅牢化、高度化等が進捗途上にあること等が挙げられる。

②地勢

本県には、長崎市や佐世保市等斜面に市街地が密集している地域が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れない恐れがあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような密集地域については改善整備の取組が進んでいるが、解消にはいたっていない。

また、多くの離島・半島地域を有することも本県の大きな特徴であり、大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取組はまだまだ途上である。

具体的には、九州横断自動車道（高規格幹線道路）の整備促進、島原道路・西彼杵道路（地域高規格道路）等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現、離島の重要港湾における港湾BCPの実効性を高めること、等の課題がある。

③社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、

住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとること、家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本県では「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」を制定し、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。しかし、全国的に進行する人口減少、高齢化は本県においても例外ではなく、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念されている。このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

※DMAT

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

※BCP

Business Continuity Plan(事業継続計画)企業等が、災害や事故等緊急事態が起こった際に事業を継続するために定めておく計画。

※リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながるないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。